

生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や
重点施策等、そのあり方について（答申）

平成２９年４月２５日

第２１期国立市社会教育委員の会

第 21 期国立市社会教育委員の会 答申

「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」目次

はじめに	…1
1. 国立市の生涯学習推進の経緯と現状	…2
(1) 生涯学習をめぐる背景	
1) 生涯学習の基本的性格	
2) 生涯学習推進の目的と経緯	
3) 学習権の保障	
(2) 国立市における社会教育・生涯学習のあゆみと特徴	
1) 文教地区指定と公民館	
2) これまでの市の取り組み	
(3) 現在の国立市の生涯学習推進の展開	
1) 基本構想・基本計画における位置づけ	
2) 教育大綱における位置づけ	
3) 主な事業	
2. 国立市における生涯学習推進の課題	…8
(1) 学習情報の収集・発信	
(2) 学習機会の充実	
(3) 学習の成果を活かせるサポートの充実	
(4) 施設や場の拡充、専門職員の確保	
(5) 適切な事業評価方法の開発	
3. 生涯学習振興・推進計画の策定に向けて—基本方針、基本施策の体系と重点施策の提案—	…14
(1) 基本方針として重視すべきこと	
1) 学習権を保障する計画	
2) 学習者の視点に立った計画	
3) 市全体が実施する計画	
(2) 基本施策の体系	
(3) 基本施策、及び重点施策として推進すべきこと	
1) 学習情報の収集・発信	
2) 学習機会の充実	
3) 学習の成果を活かせるサポートの充実	
4) 施設や場の拡充、専門職員の確保	
5) 適切な事業評価方法の開発	
おわりに	…23
参考資料	
資料 1	第 21 期社会教育委員の会委員名簿
資料 2	第 21 期社会教育委員の会審議経過
資料 3	「国立市の生涯学習に関わる課題」に関するアンケート調査結果
資料 4	「国立市の生涯学習に関わる課題」に関するヒアリング結果

はじめに

平成 27 (2015) 年 5 月 19 日、第 21 期社会教育委員の会は、国立市教育委員会教育長より「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」の諮問を受けた。

平成 18 (2006) 年 12 月の教育基本法改正により生涯学習の理念が明記され、平成 25 (2013) 年 1 月に提出された第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会「議論の整理」では、今後の社会教育行政には「社会のあらゆる場において地域住民どうしが学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められる」とされた。このように、社会教育を中心とした生涯学習の新たな役割が生まれてきた今日において、生涯学習の理念である「生涯学習社会の実現」のためには、施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

国立市の生涯学習計画を策定するにあたり、社会教育委員の会からは、第 18 期では「生涯学習計画策定に向けた課題の抽出について」、第 19 期では「地域による学校支援の方策について」、第 20 期では「家庭教育支援の充実について」の答申を行っている。これらを踏まえた上で、国立市において生涯学習が新たな役割を果たすための生涯学習振興・推進計画を作成するにあたり、基本施策の体系や重点施策等のあり方について検討を求められたものである。

答申策定に向けて、これまでの国立市における生涯学習に関する取り組み状況を踏まえ、市内の様々な団体等へのアンケート調査と 2 回のヒアリングを行い、市民の声を参考にしつつ、市や市民の生涯学習を取り巻く課題を整理し、基本施策の体系及び重点施策のあり方について協議を進めた。

その結果、国立市の生涯学習振興・推進計画は「学習権を保障する計画」「学習者の視点に立った計画」「市全体が実施する計画」として作成すべきであるという認識に至り、これらは全ての施策に通底するものと再確認した。

平成 27 (2015) 年 5 月 19 日から平成 29 (2017) 年 3 月 28 日までの 25 回 (定例会 23 回、臨時会 2 回) にわたり慎重な協議を重ね、ここに諮問に対する答申としてとりまとめる。この答申が今後検討される国立市生涯学習振興・推進計画の基本方針に生かされ、国立市民のために役立てられることを強く期待する。

平成 29 (2017) 年 4 月 25 日
第 21 期国立市社会教育委員の会

1. 国立市の生涯学習推進の経緯と現状

(1) 生涯学習をめぐる背景

1) 生涯学習の基本的性格

生涯学習の理念は、平成 18（2006）年に改正された教育基本法において、次のように示されている。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

生涯学習とは、学校教育、家庭教育、社会教育など、学校において行われている学習のみならず、地域・社会で行われている学習をも含んだ包括的な概念である。公的な教育機会（フォーマル）、公的以外の意図的・組織的な教育機会（ノンフォーマル）、無意図的で偶発的な教育機会（インフォーマル）のすべての教育機会が含まれ、それに加えて文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育などの仕事に関わる教育、趣味など様々な場や機会において行う学習という意味で用いられている。また、乳幼児、子ども、青少年、成人、高齢者などあらゆる世代、外国人やしょうがいしゃなど地域で暮らすすべての人々が主体となって取り組む学習として理解される。さらに、生涯学習は、学習者の「自発的意思」に基づくものであることを忘れてはならない。

この答申は、市民一人ひとりの自発的・自主的な生涯学習活動を尊重しつつ、行政がそうした活動のための環境を整備することで、市民の生涯学習活動を支援することを目指すものである。また、生涯学習の内容や活動が市民の生活全般に広がっているものととらえ、市のあらゆる部署において生涯学習に関連して行う事業すべてを対象とする。

2) 生涯学習推進の目的と経緯

生涯学習の考え方が世界に広がっていった契機は、ユネスコによる提起がもととなっていると言われている。1965 年、ユネスコ第 3 回世界成人教育会議でポール・ラングラン（Lengrand, P.）は「教育の使命も、生活の準備としてのものから、自己教育を中核として一生にわたって継続するものへと変化すべきだ」と「生涯教育」の概念を提唱し、国際教育年 12 の課題の一つとして位置付けられた。1972 年には教育開発国際委員会が発足、「Learning to Be」（通称「フォール・レポート」、日本では「未来の学習」として紹介）を発表し、未来の社会形態を指向する基本的概念は、生涯学習、学習社会であると示した。1985 年には、第 4 回ユネスコ国際成人教育会議（CONFINTEA）において「学習権宣言」が採択され、1996 年には 21 世紀教育国際委員会が「学習：秘められた宝」を発表するなど、生涯学習理念が浸透していった。

日本においては、昭和 56（1981）年に中央教育審議会から「生涯教育について」が答申され、「今日、変化の激しい社会にあっては、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、

生涯を通じて行うものである」という見解が示された。以降、生涯学習体系への移行が提言され、生涯学習という言葉が広まっていった。

一方、日本では学校教育・家庭教育と並び、人々の学習を支える 3 つの柱の一つとして、社会教育が長年にわたり展開してきた。社会教育とは「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と社会教育法第 2 条で定義されている。80～90 年代には、一人ひとりの自己実現に比重が置かれていた生涯学習のとらえ方だが、21 世紀になって個人の要望と社会の要請のバランス、知の循環などへ重点が移行する中、生涯学習社会の構築を目指すうえでも、今改めて社会教育の役割が注目されている。平成 25（2013）年「中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、絆づくりと活力あるコミュニティ形成に向けた学習活動や体制づくりの推進、現代的・社会的課題及びライフステージに応じた学習機会の充実、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実、学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進、生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備などを進めていく上で、行政が地域住民や様々な組織と連携・協働して取り組みを進めていくことが提言されている。

【近年の国の生涯学習関連の答申等一覧】

- ・中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」平成 20（2008）年
- ・中央教育審議会「生涯学習分科会における議論の整理」平成 25（2013）年

3) 学習権の保障

日本国憲法においては、「教育を受ける権利」が次のように示されている。

（第 26 条）すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

この「教育を受ける権利」は、「学習する権利」として捉えられ、重視されている。

国際的には、1985 年の第 4 回ユネスコ国際成人教育会議において「学習権宣言」が採択され、「学習権は人間の生存にとって不可欠な手段である」「学習権は現在の人類にとって深刻な問題を解決するのに、もっとも貢献できるもののひとつ」と掲げられている。

（2）国立市における社会教育・生涯学習のあゆみと特徴

1) 文教地区指定と公民館

国立市の社会教育・生涯学習推進の展開において、「浄化運動」、文教地区指定運動を経て公民館設立運動に至る、市民の学習と運動の歴史を位置づけることは不可欠である。

戦後の急激な人口流入、朝鮮戦争勃発による米兵と売春婦・風俗店の増加、歓楽街の設置等によって、生活環境が悪化することに危機感を抱いた知識人や主婦たちが、昭和 26（1951）年 5 月に国立町浄化運動期成同志会を結成、その後「浄化運動」として署名運動をするなど本

格化した。こうした動きは若者や主婦を中心に担われ、環境浄化に加えて子どもの教育を守るという問題をもふくむ運動へと発展し、文教地区指定運動へと広がっていった。その結果、昭和 27（1952）年、文教地区に指定され、またこれを契機に土曜会や国立婦人の会を中心に、様々な住民による団体が組織され、コーラスや文化的活動に取り組むとともに、様々な地域課題とも向き合っていた。

住民の様々な団体・組織の活動は、活動の場を求め、公民館設立運動へとつながっていく。昭和 27（1953）年、土曜会がパンフレット「公民館とはどういうものか—国立町に公民館の設置を願うにあたって—」を作成、啓発活動を行い、また翌年には女性たちが「町の予算」について学び始めた。さらに複数の多様な住民の団体から公民館設置の度重なる請願・要望が提出された結果、昭和 30（1955）年に国立市公民館が開館することになった。

その後、公民館に次ぐ社会教育施設としてくにたち中央図書館（以下、「中央図書館」と言う）が開館するのは、昭和 49（1974）年のことである。

2) これまでの市の取り組み

昭和 30（1955）年に国立市公民館が開館し、昭和 49（1974）年 5 月に中央図書館が開館したものの、社会教育施設の数がまだ十分でなかった昭和 51（1976）年、第 1 期社会教育委員の会から、「国立市における社会教育施設のあるべき姿とその配置および施行の優先順位についての答申」が提出された。この答申の中には、くにたち市民総合体育館（以下、「総合体育館」と言う）やくにたち市民芸術小ホール（以下、「芸術小ホール」と言う）が速やかに建設すべき施設として挙げられ、また、博物館についても建設すべきとされた。そして、総合体育館が昭和 57（1982）年度に、芸術小ホールが昭和 62（1987）年度に、くにたち郷土文化館（以下、「郷土文化館」と言う）が平成 5（1993）年度に建築された。

平成 3（1991）年 3 月には、第 8 期社会教育委員の会から答申「国立市の生涯学習推進について」が提出され、その結果、同年 8 月に「国立市生涯学習推進検討会議」が庁内組織として設置され、同年 12 月に「国立市における生涯学習推進にあたっての施策」がまとめられた。

さらに平成 8（1996）年には、国立市総合基本計画に基づき、「国立市生涯学習推進会議」が庁内に設置された。平成 17（2005）年 3 月までの間、20 回の会議が開催され、国立市の生涯学習関連事業調査や先行事例の研究が行われた。この会議の主な成果として、平成 12（2000）年に発行された「生涯学習ハンドブック」や平成 13 年にスタートした「わくわく塾くにたち」（市民が主催する学習会などに市職員が出向いて、市政の現状や課題、政策内容等の説明、知識等の提供を行う出前講座）が挙げられる。

平成 23（2011）年には、第 18 期社会教育委員の会より答申「生涯学習計画策定に向けた課題の抽出について」が提出、計画策定に向けた課題が明らかにされ、「豊かな生涯学習社会の育成に向けた生涯学習計画の策定に期待するものである」と示された。

【国立市近年の社会教育・生涯学習関連答申一覧】

・第 18 期国立市社会教育委員の会答申「生涯学習計画策定に向けた課題の抽出について」平

成 23 (2011) 年

・第 19 期国立市社会教育委員の会答申「地域による学校支援の方策について」平成 25 (2013) 年

・第 20 期国立市社会教育委員の会答申「家庭教育支援の充実について」平成 27 (2015) 年

(3) 現在の国立市の生涯学習推進の展開

1) 基本構想・基本計画における位置づけ

○第 5 期基本構想における位置づけ

平成 28 (2016) ～平成 39 (2027) 年度を計画期間とする第 5 期基本構想の中で掲げたまちづくりの目標「学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち」の実現に向け、市が取り組んでいく各分野の基本施策について、その体系と方向性を明らかにしており、9 つある政策の 3 つ目「文化・生涯学習・スポーツ」については、以下のとおり書かれている。

政策 3 文化・生涯学習・スポーツ

(1) 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

○くにたち文化・スポーツ振興財団等との連携により、芸術文化施策を充実させ、市内全域に文化が薫るまちづくりを推進し、長期的視野に立って芸術を育む良質の土壌を作ります。また、日々の暮らしの中で美しいものを美しいと感じられる文化の心を育て、芸術の力を原動力にした新たなくにたちの発信を目指します。

○谷保天満宮などに代表される市内に現存する有形・無形の歴史的文化的遺産は、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の一つです。これらの歴史的文化的遺産の適切な保護と活用を進め、将来にわたって市民共有の財産として、次世代に確実に引き継いでいきます。

○市の文化財である旧国立駅舎は、強い個性を持つ意匠や大正期木造駅舎としての希少性、都市計画の中で駅舎の形や場所に重要な位置づけがあったという歴史的経緯などを踏まえて、ほぼ元の位置へ再築し、文化財として市民が歴史・文化に親しむ場とします。

(2) 生涯学習の環境づくり

○若い世代を含めた幅広い世代に対する周知や啓発を強化するとともに、社会状況の変化を踏まえた多様な学習機会の充実や、学習活動を支援する人材の確保等に努めます。また、より多くの市民が学習活動を通じて得た成果を地域に還元できる仕組みの強化を図ります。

○図書館や公民館、郷土文化館、芸術小ホールなど、それぞれ機能を異にする社会教育関係の施設・部署の連携を進め、運営の質向上を図ることで、既存の生涯学習施設をより一層効果的・効率的に活用します。

(3) スポーツの振興

○より多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを行い、市民の体力向上や心身の健康保持・増進を図ります。また、自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流やコミュニティの形成を支援します。

○体育協会や各種団体との連携をより一層進め、市民の多種多様なスポーツに対するニーズに応えます。

○第 5 期基本構想第 1 次基本計画における位置づけ

基本構想で掲げられた 9 つの政策の柱の下に、32 の基本施策を定めている。政策 3「文化・

生涯学習・スポーツ」の下には、基本施策 6「文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護」、基本施策 7「生涯学習の環境づくり」、基本施策 8「スポーツの振興」の 3 つの基本施策が位置づけられている。

2) 教育大綱における位置づけ

平成 29(2017)年 1 月 24 日に開催された平成 28 (2016) 年度第 2 回総合教育会議で、新たな「国立市教育大綱」が策定された。その中で生涯学習に関しては、以下の通り書かれている。

(教育大綱とは、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。平成 27 (2015) 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を図り、市長が教育大綱を定めることとなった。)

生涯学習、芸術・文化、スポーツの振興の分野においては、「個性ある賑わいと自然の共生したまちくにたち」、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するために、旧国立駅舎の再築・活用や本田家住宅の保全・活用、くにたちアートビエンナーレの実施等、文化芸術の持続的な振興を計画的に展開するとともに、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成を図るなど、様々な市民ニーズに応え、人口減少、少子高齢社会においても、活力ある生き生きとした国立市の地域社会を形成することができるよう施策を展開する。

3) 主な事業

国立市における生涯学習に関して行われている主な事業について、平成 27 (2015) 年度に教育委員会において行われている生涯学習、公民館、図書館についての取り組みは次のようなものである。

(「国立市教育委員会活動の点検・評価報告書」—平成 20 年度より前年度の主要な施策や事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会へ提出し市民へ公表している—の平成 27 年度版を参照した)

○生涯学習活動

I 社会教育推進の取り組み

- 1 社会教育委員の会
- 2 出前講座「わくわく塾くにたち」
- 3 家庭教育講座
- 4 文化芸術振興事業
- 5 芸術小ホールの管理運営
- 6 郷土文化館、古民家の管理運営
- 7 芸術小ホール・総合体育館・郷土文化館・古民家の指定管理者委託

II 文化財保存

- 1 文化財保護審議会
- 2 多摩郷土誌フェアへの参加、東京文化財ウィークにおける文化財の公開等
- 3 文化財保護法第 93 条第 1 項の規定等に基づく遺跡緊急発掘調査事業
- 4 緊急発掘調査で得られた資料の整理調査の委託
- 5 本田家住宅主屋内に収蔵されている資料調査

Ⅲ 成人式

Ⅳ 社会体育推進

- 1 社会体育事業の開催
- 2 学校開放
- 3 国立市スポーツ施設等予約システムの構築
- 4 総合体育館の管理運営

○公民館活動の取り組み

I 公民館運営審議会の運営

Ⅱ 主催学習事業・会場等使用事業

- 1 主催事業
- 2 他部課との連携
- 3 市内教育機関との連携
- 4 公民館 60 周年記念事業

Ⅲ 広報（公民館だより）発行事業

Ⅳ 図書室管理運営事業

- 1 図書室の運営
- 2 図書室関連の主催学習講座。
- 3 図書室広報紙『図書室月報』の発行

V 施設維持管理運営事業の取り組み

○ 図書館活動の取り組み

I 図書館協議会

Ⅱ 図書館運営の取り組み

- 1 資料貸出閲覧等事業
- 2 企画・広報事業
- 3 児童サービス事業
- 4 YA サービス事業
- 5 しょうがいしゃサービス事業
- 6 図書館協力ボランティア事業
- 7 図書館 40 周年記念誌の発行

Ⅲ 図書館施設管理の取り組み

2. 国立市における生涯学習推進の課題

(1) 学習情報の収集・発信

1) 市内で行われている生涯学習に関する情報がひとつにまとまっておらず、市民に有益な情報が届きにくい

平成 28 (2016) 年現在、国立市における生涯学習講座やイベント情報は主催または管轄する組織によってそれぞれ広報されているが、情報発信の手段がバラバラのため、いつでもどこどんな学びの場があるのか、市民にはわかりにくい現状となっている。

公的な例でいえば、市役所の各課、公民館・図書館をはじめとする社会教育施設、また社会福祉協議会や公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団（以下、「くにたち文化・スポーツ振興財団」と言う）などにおける様々な学習講座は、それぞれの担当ごとに発信されており、市民は「身近な地域の学習情報がほしい」と思っても、数種類の紙媒体や各 WEB サイトを個別に探さなければならず、自分に合う情報にたどり着くことは容易ではない。

こうした事業担当ごとの情報発信は、発信する側にとっては手間がかからないが、情報を受け取る側にとっては利用しづらいものである。市民の日常生活が多忙だったり、情報ネットワークになじみがなかったりする市民には、それら情報がなかなか届かない。こうしたことによって市民の学習選択の機会が狭められてしまっているともいえよう。

さらに地域の学習資源を活用するにあたっては、市民活動団体が行う学習講座やイベント、民間団体による生涯学習情報も貴重だと思われるが、官民の情報を共有できる場が十分にあるとはいえない。

【参考】学習情報の発信状況（公的な施設関連）

1. 国立市役所…広報紙『市報くにたち』（月 2 回各戸配布）、WEB
2. 国立市公民館…広報紙『くにたち公民館だより』（月 1 回各戸配布）、WEB
3. くにたち図書館…図書館報『いんふおめーしょん』（月 1 回 配布は図書館ほか）、WEB
4. 城山さとのいえ（農の学習施設）…広報紙『城山さとのいえ通信』（年 4 回 配布は同施設ほか）
WEB「くにたちあぐりッポ」
5. くにたち文化・スポーツ振興財団（市民芸術小ホール、市民体育館、郷土文化館）
…広報紙『オアシス』（年 6 回各戸配布）、各施設ごとに WEB
6. 国立市社会福祉協議会…広報紙『まごころ』（月 1 回各戸配布）、WEB、Facebook
7. 国立市ボランティアセンター…広報紙『ラビット』（年 6 回、配布は公共施設等）WEB、Facebook
8. くにたち NPO 活動支援室（プラムジャム）…広報紙『プラムジャム通信』（年 3 回 配布は同施設ほか）、WEB「くにたち地域コラボ」、Facebook

※1,2 は市役所 WEB サイトのトップページにバナーあり。

4 は市役所 WEB サイト農業から、または下部「関連施設」からリンク。

5.6.7.8 は市役所 WEB サイト下部に外部リンク。

2) 市民の多様なアクセスに応じたインターネットやソーシャルメディア等の活用が十分でない

学習情報の発信は、現在は主として国立市報や各広報紙などの紙媒体が中心で、インターネットを利用した積極的な発信はいまだ十分とは言えない。第8回市民意識調査(平成28年3月)によれば、何らかのソーシャルメディア(SNS等)を利用している市民は4割にのぼり、その数値は年々増加している。国立市でもTwitterやLINEなどを活用してはしているが、市政全般についての情報が中心であり、若者ほかネット世代の市民に対して役に立つ学習情報としては機能していない。

また、インターネットを通じた学習情報の発信は、シニア世代やしょうがいのある市民等にとっても有益と思われるが、技術的・経済的なサポートが必要な人への手立てがまだまだ不足している。

(2) 学習機会の充実

3) 様々な生活課題に学習を通じて向き合う市民への支援を充実させる必要がある。心身・時間・距離などの理由で、学習機会を得にくい市民もいる

学習活動は、人々が様々な生活課題に向き合いそれを克服するための重要な手段となりうる。しかし、その機会を十分に得ることができずにいる人は少なくない。学習機会が多いとされている学齢期にあっても、様々な要因から、その機会を失っている子ども・若者も多い。「学びたくても学べない」「学習場所に入れない」などの課題は、学習権の保障に関わる問題ともなる。特に、「いじめ」「不登校」「ひきこもり」などの課題を抱えており、学校から離れた人や、学校に居場所がない子ども・若者に対しての地域での支援は十分とは言えない。「いじめ」「不登校」「ひきこもり」等は、その要因と求められる支援が一樣ではないことを考えると、支援する立場にある人々の学習機会を充実させることも重要である。

また、心身・時間・距離などの理由で、学習へのアクセスが難しい人々への支援課題も多い。「身近に学習する機会がない」「時間が合わない」などの課題については、公民館、図書館などの社会教育施設の増設が難しい現状にあって、機能の充実と新たな対応が求められている。高齢者が気軽に参加できる学習機会や場を求める声も多い。高齢者のニーズや関心に沿った講座等の開催が十分とは言えないこと、高齢者が地域コミュニティに参加し社会に参画することを促す学習機会が不足していることも課題である。「移動手段がない」などの課題については、コミュニティバスの運用など、交通の利便性向上は図られているが、夜間講座や通信講座など、学ぶ場のバリエーションを増やすことで機会の幅を広げることも必要である。

4) 子どもを多様な学習の機会へつなげる仕組みを充実させる必要がある

子どもにとっての学習機会は、学校や家庭だけではなく、地域社会の様々な場面に広がる。子どもを多様な学習機会へとつなげる仕組みをより充実させ、世代を超えた交流を促すことを通じ、豊かな体験を可能とする環境づくりが進展すると思われる。

また、地域の様々な活動を進める上での障壁をなくし、子どもの参加を促すための工夫も求

められる。さらには、「様々な事情から活動にアクセスしづらい」子どものニーズを把握し、世相を反映する色々なジャンルから気軽に参加できるような学習機会へとつなげていくことも求められる。

5) 学習機会の充実のためにも、文化・芸術・スポーツの振興が求められる

文化・芸術・スポーツは、日々の暮らしに彩りや活力を与えるだけでなく、心身の健康維持や増進、市民同士の交流やコミュニティの形成にも寄与しうるものである。

文化・芸術・スポーツの振興のためには、より多くの人々に簡単に触れられる環境としていくことが必要である。きっかけを探している市民への情報発信の工夫や環境づくりが求められる。

そのためには、市の文化芸術振興計画及びスポーツ振興計画を策定することは不可欠である。また、文化・芸術・スポーツの振興には、活動のための場所が必要である。しかし、市の施設には限りがあり、特に体育館やグラウンドなどのスポーツ施設や音楽ホール等は、新設することも難しい。このことから、限られた施設の中で市民のニーズに応じた利用法の工夫が必要となる。

6) 主権者ならびに地方自治の主体としての意識と力量を形成する学習機会の確保・充実が求められている

国立市においては、1950年代に主婦・知識人が中心となっていわれる「浄化運動」を展開し、土曜会、くにたち婦人の会等の活動団体が生まれ、文教地区指定運動へとつながった。また、これを契機に多くの住民による団体が組織され、読書会やレコードコンサート等の文化的活動が実施された。国立市公民館の開設は、これら住民団体とその活動の増加の結果でもある。

このような歴史的な背景をもつ国立市では現在でも、市民自身による地域課題の解決に向けた活動が多く見られる。

そうした活動を支えるためにも、市には市民一人ひとりが主権者ならびに地方自治の主体としての意識と力量を形成することに資するような学習機会の確保、及び充実に努めることが期待されている。

7) 社会や地域への参画を目的とした学習の支援が十分でない

国立市においては、様々な市民のニーズに対応した公共的な活動が展開されているが、様々な理由から、行政が単独でその活動を推進していくことは難しいのが現状である。

平成18(2006)年には、行政と民間団体が協力して公共的な事業を推進できるように「NPOと国立市による協働の推進の指針」が策定された。行政と市民の橋渡しとして中間組織「NPO活動支援室」の有効利用を目指すことになったものの、時代も変化するなかで市民との協働が定着したとはいまだ言えない状況である。

8) ボランティア・市民活動に参加する市民にとってのさらなる学びの充実

ボランティアや市民活動の中には、学習の機会が多く含まれている。しかし、これらの活動にこれから参加しようとしている市民にとって、市内でおこなわれている活動についてのまとまった情報を得るのは難しいのが現状である。また、ボランティアを求める団体にとっては、その活動を周知し募集をおこなうことも容易ではない。両者を結ぶための情報の提供・発信が課題であるといえる。

また、ボランティアや市民活動に参加している人々にとっては、活動の質の向上を図るための学習や研修の機会の充実が求められる。さらに、他の団体の活動情報を得ることは、活動の質的向上を図る上で貴重なことであり、協力・連携を進めるうえでも重要である。

(3) 学習の成果を活かせるサポートの充実

9) 学習の成果を活かせるサポートが十分ではない

生涯学習のあり方は多様だが、学習の成果を発揮して周りの人々から評価され、あるいは地域で活用する実践を通じて自分が社会貢献できたと実感するときには、満足感を得てさらなる学習意欲が喚起されることが多い。学習成果を発揮する機会が極めて限定的であることは、現状における大きな課題の一つである。

教養・趣味・娯楽的な分野では、外の世界の人々との交流のなかで学習の成果を披露することを通じ、向上をめざす持続に向けた意欲につながると考えられるが、成果を発信しようとする際には個人的な費用負担を強いられることも多く、それが学習の継続を困難にする場合もある。

実用的な分野は、学習者自身の日常生活の質の向上につながるばかりでなく、ボランティア・市民活動等を通じてその成果が活用されることにより、地域的連帯の再生や社会的コストの削減の実現につながる可能性もあるが、現状ではそのための仕組みが整っているとはいえない。

地域への参加意欲のある人々の学習活動状況と、支援を求める人々のニーズや行政が行き届かない様々な課題などを包括的・横断的に把握し、積極的にマッチングしていく体制が求められている。加えて、その体制を有効に機能させるためには、市職員の能力向上やサポーター・コーディネーターとしての地域の人材の発掘育成も不可欠である。

(4) 施設や場の拡充、専門職員の確保

10) 施設の数、設備が十分でない。市内の民間組織、企業、教育機関がもつ施設の活用も図られていない

社会教育施設である公民館が市内に 1 館のみのため、希望しても利用できない団体も多く、学習者にとって会場の確保が切実な問題となっている。

地域で活動する人が集まれる場所、町会活動が気軽にできる集会施設が少ない、国立駅前・富士見台・谷保それぞれの地域のニーズに対する施設の数及び種類のバランスが悪い、イベントに活用できるスペースや公園が駅周辺にないなど、人が集まり交流するための施設や場が不足している。

身近な場所で学習できるなど高齢者の体力面への配慮は、生涯学習に限らず社会との接点を維持する上でも重要であるが、そのような環境になっていないことも課題である。身近な場所で学習できることは、高齢者だけでなく、子育て中の人、しょうがいのある人など遠くまで出かけるのが困難なすべての人にとって重要なことである。また、中高生の居場所や学校以外の学習支援の場についても不足している。こうした状況にもかかわらず、施設・人材が豊富な市内の大学や教育機関の教育資源の活用についても十分に図られていない。

11) 施設の使い勝手が良いとはいえない。市民ニーズを踏まえ、効果的・効率的に活用されるような運営に必ずしもなっていない

施設の運営にあたっては、柔軟な対応が求められるが、たとえば施設のフリースペースの利用について制約が多く、子どもが自由に利用できないなど、市民ニーズに合った運営がなされているとはいいがたいのが現状である。

社会教育施設である公民館、図書館にはそれぞれ公民館運営審議会、図書館協議会が、生涯学習課には社会教育委員の会が、郷土文化館、芸術小ホール、総合体育館を運営している。また文化・スポーツ振興財団には評議会がそれぞれ設置されている。市民の声を反映し、民主的な運営をするために設けられた会であるが、各委員会等から出される答申、報告書、提言が具体的に事業や計画になかなか活かされない。委員会等においても市民のニーズを聞く機会を持ち、市民主体の運営のためのひとつの核となることが求められている。

今後予定されている施設運営の民営化、官民連携等の手法の検討に際しては、現場や委員会・協議会、利用者の声を十分聞き、メリット、デメリットを精査して長期的な視点で検討する必要がある。

12) 生涯学習・社会教育を振興推進するために必要な人員が量・質ともに現状では不足している。適正な専門職員の配置が行われていない

生涯学習の推進にあたっては、市民のニーズを汲み取り、関係を深めていく専門職員が必要である。専門職員は専門的な知識のもとに、一定期間生涯学習の現場を経験し、折々に研修を受けながら、経験を蓄積していくことで、専門性が高められる。そのような経験の蓄積という観点に立つての専門職員の配置や異動が現状ではなされておらず、施設やサービスを利用する市民、ボランティアが不安を覚えたり、活動に支障をきたしたりしている。国立市公民館の嘱託職員が一度に二人かわり、同時に正規職員の異動があり、新しい職員だけで事業に取り組まざるを得ない混乱した状況、郷土文化館の学芸員が一度に二人かわるなど、職員の異動、配置に問題が多い。このことは社会教育の現場が、正規職員でなく、非正規の専門職員に支えられていることも大きく影響している。継続的な雇用が保障されていない非正規職員が多くを占めていることは、市民の生涯学習の推進にとって大きな損失となっている。職員（一般職、専門職）の量の確保とともに、非正規職員のあり方を検討していく必要がある。

生涯学習をトータルに把握し、人や情報、学習資源をつなげ、学習と活動の循環を支援する（コーディネートする）という本来生涯学習課が担うべき業務についても、人員不足によりカ

バーできていない。また、外部人材の活用、都及び近隣自治体との連携による人材の確保についても検討していく必要がある。

(5) 適切な事業評価方法の開発

13) 社会教育施設の現場において、職員が事業の実施後に振り返りを行うための十分な時間が確保できていない（現場評価の課題）

生涯学習を取り巻く環境や市民のニーズが刻々変化する中で、社会教育施設において様々な事業の企画や運営を担っている職員には、事業の実施後に振り返りを行い、今後に向けた事業の改善や工夫につなげていくことが望まれる。その際、個人で振り返りを行うだけでなく、職員間でも共同で行われることにより、知識や経験が共有される効果が期待できるだろう。

しかしながら、第 30 期国立市公民館運営審議会答申「国立市公民館の事業評価のあり方について」(p.8) にも見られるように、昨今、市内の社会教育施設の現場において、人員の不足や異動サイクルの速さなどの要因から事業の振り返りを行う十分な時間が確保できていない状況がある。これに対して、要因自体を改善する対策を施すとともに、職員の負担が少ない形で実施できる、有効な振り返りの機会を設けることが求められる。

14) 現行の事務事業評価の方法では、生涯学習や社会教育の役割や効果が十分に表現されていない（行政評価の課題）

少子高齢化が進展し生産年齢人口が減少すると、自治体はこれまでのような税収が見込めなくなる。財政上の制約が増す中で、限られた資産を効率的に用いる必要性が自覚され、そのための有効な手法として行政評価が注目を集めている。評価を行うのは、効率性を高めたり、事業を改善したりするためだけでなく、アカウンタビリティ（説明責任）を確保することも、その目的の一つである。市民に対して自治体がどのような活動を行っているのかを明らかにし、行政の透明性を高めていくためにも評価の営みは欠かせない。

その上で、生涯学習に係る評価については特有の事情を勘案する必要がある。すなわち、教育一般及び社会教育固有の特性（第 30 期国立市公民館運営審議会答申「国立市公民館の事業評価のあり方について」 pp.4～5）を踏まえると、一般的な方法として採られることの多い定量的な項目による点検・評価だけでは不十分なところがある。

この観点から市の生涯学習に係る行政評価のあり方を見ると、現行の定量評価中心の事務事業評価の方法では、生涯学習や社会教育の役割や効果が十分に表現されているとはいいがたい。その結果として、行政上の生涯学習推進に対するプライオリティ（優先度）の低下、ひいては生涯学習や社会教育に対する市民の理解を妨げることにつながる恐れもある。今後、適切な評価方法の開発が求められる。

3. 生涯学習振興・推進計画の策定に向けて——基本方針、基本施策の体系と重点施策の提案

(1) 基本方針として重視すべきこと

国立市の生涯学習振興・推進計画は何のための計画かというところ、学習権を保障するための計画であって、誰のためかというところと学習者である市民のためのものであると、誰がそれを行うのかというところと市全体が行うということである。これらは全ての施策に通底するものでなければならない。

このことから、計画の策定に向けた基本方針として重視すべきことは「1.学習権を保障する計画」「2.学習者の視点に立った計画」「3.市全体が実施する計画」とする。

1) 学習権を保障する計画

生涯学習の実践はそれに取り組む市民の生活の知的・精神的充実と健康の増進につながるものであり、社会の活性化をも期待させるものである。市民が自律した活力ある状態を保ち続ける上でも必須であり、その推進は社会的要請と言える。

以上の観点から、すべての人に学習権を保障することの重要性は自明であり、学習権を十分に行使できない市民や様々な事情から行使が困難な市民をゼロにすることが目標である。

そのためには、学習権の行使にそれぞれ固有の課題を抱える市民に対しては、情報提供などにとどまらず、「学びはじめに至るまでのサポート」「自ら学ぶきっかけづくり」といった学習開始に向けた支援を積極的に行う必要がある。同時に、学習権の毀損や侵害につながるものがない計画であることが求められる。

2) 学習者の視点に立った計画

行政がつくる計画というところ、行政の視点に立った計画になりがちではないかと危惧されるところである。あくまでも学習者は市民であり、学習活動を行うにあたっては、一人ひとりの人権が尊重され、自己の充実や生活の向上のためにそれぞれの課題や必要に応じて、自分に合った手段や方法によることが望まれる。また、学びの環境を整えるために市民の学習を特定の方角に導いたり、特定の学習だけを重視して推進したり、学習を強制するなど、学習の内容や方法を侵害することは避けなければならない。

そのためには、市民の一人ひとりの主体的な学習が尊重されるよう意識しつつ、学びの状況を把握し環境を整えるための計画であることが求められる。

3) 市全体が実施する計画

市の各部署が行っている様々な事業には、生涯学習にかかわる要素が必ずあるはずである。そうした中で、あらゆる公共サービスに生涯学習の理念を反映させるためには、職員一人ひとりが市民の生涯学習にかかわるという意識を常にもって仕事や事業に取り組むことが求められる。

そのためには、各部署が担っている事業に含まれている様々な市民の学習機会というもの洗い出して、それを有機的につなげるような仕組みをつくることが求められる。さらに、生涯

学習課のみならず市の各部署の連携及び市民と行政が連携・協働し市民の学習への参加や地域全体の課題解決へとつながる計画づくりが必要となる。

(2)基本施策の体系

基本方針として重視すべきこと	基本施策	重点施策
1) 学習権を保障する計画 2) 学習者の視点に立った計画 3) 市全体が実施する計画	学習情報の収集・発信	情報発信を一カ所に共有する インターネットやソーシャルメディア等のさらなる活用
	学習機会の充実	多様な学習機会の充実 子ども・若者をめぐる様々な活動への支援の充実 文化・芸術・スポーツ振興に触れられる環境の充実 主権者ならびに地方自治の主体としての意識と力量を形成する学習機会の確保・充実 社会や地域への参画を目的とした学習の支援 ボランティア・市民活動に参加する市民のさらなる力量形成
	学習の成果を活かせるサポートの充実	学習の成果を活かせるシステムの確立 発表の場の充実 マッチング・システムのあり方 責任あるシステム運用
	施設や場の拡充、専門職員の確保	施設や場の拡充 市民ニーズに合った施設運営 適正な職員数の確保と専門職員の配置
	適切な事業評価方法の開発	社会教育施設の職員と多様なステークホルダー（関係者）が参画して振り返りを行う機会の設置 生涯学習や社会教育の役割や効果を表すことを目的とした、市民を読み手に据えたアニュアルレポート（年次報告書）の作成

(3) 基本施策、及び重点施策として推進すべきこと

1) 学習情報の収集・発信

第5期基本構想第1次基本計画には「一人ひとりのテーマに合わせた学習情報の提供を推進する。」(政策3 基本施策7 展開方向1) という記述がある。

そのためには多様な暮らし方、文化背景をもつ市民が、もっと手軽に自分の興味やニーズに合わせた学習機会を知ることができるように情報提供の仕方を改善して一人ひとりの手元に届ける必要がある。

○情報発信を一カ所に共有する

現在行われている主催者ごとのバラバラの情報発信ではなく、市役所各課や各セクターの垣根を超えて市内の生涯学習情報を一カ所に収集・共有し、とりまとめる組織が必要である。そしてその学習情報を専用の媒体に掲載し、読者にわかりやすくより興味をひくように発信の仕方も工夫することが望ましい。

また多様な市民のアクセスに応じて、紙媒体だけではなくインターネットを活用することが欠かせないが、市民団体や民間企業等による生涯学習情報をリンクさせるなど、市民の選択の幅をより広げることが期待される。

○インターネットやソーシャルメディア等のさらなる活用

今後ますますソーシャルメディア(SNS等)の利用は進み、情報を発信する側と受け取る側の双方向のやり取りが一般的になっていくと思われる。WEBサイト上に学習情報を掲載するだけではなく、そうしたソーシャルメディアを活用して積極的に発信していくことが望ましい。

また急速に変化し続けるインターネット環境に対応できるように、情報へのアクセスが困難な人に対して、技術的・経済的な支援や情報セキュリティ面での学習をも充実させる必要がある。市内のNPOや企業、あるいは市民ボランティアの手を借りるなどして、そうした支援体制をできるだけ早くスタートさせることが求められる。

2) 学習機会の充実

○多様な学習機会の充実

すべての市民の学習権を保障し、ライフステージ、ライフスタイルに合った学習機会が得られるようにするために、学び始める市民への支援を充実させることが求められる。国連が2015年に掲げた「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰も置き去りにしない」が基本理念とされている。本市においてもこれを大切にしたい。子ども・若者から高齢者まで、すべての年齢層の人々に対して多様な学習機会を提供するとともに、学習へのアクセスを支援していくことが求められる。

また、特に高齢者が気軽に参加できる学習機会の拡充を求める声の大きいことから、老人会や自治会等が互いに連携し、地域社会における活動を充実させることにつながるような具体策が求められている。

○子ども・若者をめぐる様々な活動への支援の充実

子ども・若者が地域社会の様々な活動に参加し、世代を越えた交流を進めることは、子ども・若者にとっても地域社会にとっても有益である。そのようなことを可能にする環境整備が求められる。

子どもと地域社会をつなぐ道筋は多様に存在する。支援が必要な子どもに食事を通して交流する場を提供する活動や、居場所と学ぶ場をともに提供する活動などもそれに含まれるが、これらを担っているのは主に民間の団体・支援者である。こうした団体等を対象に、国立市ではこれまで「子どもの居場所づくり事業」を展開してきた。これを継続するとともに、地域社会において、子ども・若者が他世代の人々と交流する機会をより充実させ、それらを多様な学習機会へとつなげる仕組みをつくっていくことが望ましい。

○文化・芸術・スポーツ振興に触れられる環境の充実

文化・芸術・スポーツを振興するには、市民がそうした活動に容易に参加できるような環境が必要である。そのためには、市民のニーズに応える文化芸術振興計画及びスポーツ振興計画の策定が重要である。また、図書館、公民館、芸術小ホール、体育館など、それぞれ機能が異なる社会教育施設や市の各部署が積極的に連携を図ること、民間の施設や機関とも提携を進め、各施設の運営の方法を工夫することも求められる。

○主権者ならびに地方自治の主体としての意識と力量を形成する学習機会の確保・充実

国立市では市民が、自ら地域の課題に取り組むということが多く行われてきた。社会がより複雑さを増していくなかで、そうした活動を支え、市民一人ひとりが主権者ならびに地方自治の主体としての力量を高めるための学習機会の充実が、より一層求められているといえる。たとえば、「憲法」「人権」「平和」「教育」「環境」「多文化共生」「地方自治」「国際問題」「国や地域社会の課題」などのテーマや時事問題を取り上げたものを提供することが考えられる。

また、市民が積極的に地方自治に参加できるように、市の施策説明会やパブリックコメントの募集について、行政からの情報発信をより分かりやすい形で行うことも必要である。

○社会や地域への参画を目的とした学習の支援

行政と市民との協働がますます重要とされている現在、市民が積極的に地域づくりに参加していくためには、国立市公民館やボランティアセンター、NPO 活動支援室などが、行政と市民をつなぐ既存の中間支援組織として互いに協力しながら、社会への参画を希望する市民の学習をサポートしていくことが望ましい。そのための新たな施策が求められる。

○ボランティア・市民活動に参加する市民のさらなる力量形成

ボランティア活動や市民活動に参加している市民にとって、その活動の質の向上を図るための学習や研修の機会を充実させることは重要な課題である。行政には、こうした学習への支援も求められる。

また、各団体が行うこのような研修についての情報が共有されるような工夫があれば、多様な市民活動の連携もより活発になり、地域づくりに資するシステムの構築につながっていく可能性があるだろう。

3) 学習の成果を活かせるサポートの充実

○学習の成果を活かせるシステムの確立

市民が学習の成果をより活用できるようにするには、学習者の学習成果と、行政のニーズ、及び地域で支援を求める人々のニーズとを有機的にマッチングしていけるような工夫があるといい。これは、すでに指摘した「学習情報の収集・発信」の体制と一体的に運用することによって有効に機能しうるだろう。その際、インターネットの活用が大いに期待されるところだが、現状ではすべての人々にとって容易にアクセスが可能であるとは言えない。一部の市民が不利な状況に置かれることのないよう、紙媒体による情報提供も併用するなど、きめ細かな配慮が必要である。

○発表の場の充実

教養・趣味・娯楽的な分野においては、発表の場が低廉な負担で確保されることが必要である。公的施設の利用をこれまで以上に促進するとともに、民間からの施設提供を積極的に呼びかけていくことが求められる。また、IT化が進む現代にあって、インターネットは、学習成果の発表の場として大きな可能性があると考えられる。たとえば、市民が学習成果としての自分の作品を自由に投稿できる環境がWEB上にあれば、さらなる学習意欲の向上や心身の健康の増進にもつながるであろう。市民相互の交流の拡大といった波及効果も見込まれる。他の自治体に先駆けて、その実現に向けた検討が望まれる。

○マッチング・システムのあり方

マッチングの体制で第一に必要なのは、学習成果の発揮に意欲を持つ人々が、それぞれにふさわしい場を探すためのサポートを行う仕組みである。たとえば、WEB上や紙媒体に情報を掲載し、そこにアクセスすれば学習成果を発揮しうる機会について適切な情報が得られるようにする、といったことが考えられる。第二は、地域のさまざまなニーズを掬い取り、学習者の学習成果をそれにつなげるための仕組みである。その際には、すでに活動の蓄積がある市民活動団体等との連携が求められるだろう。たとえば、子どもに関わる諸施設・団体が子どもの活動や子育て支援に関わるニーズを、福祉関係団体が高齢者やしょうがいしゃ支援に関わるニーズを、各町内会や民生委員等が地域支援に関わるニーズを積極的に開示して協力者を募る、といったことが考えられる。これにより、行政が見逃してしまいがちな細かな地域課題が発見されるとともに、その解決のための道筋もあわせて見通すことができるようになる。

さらに、マッチングによって生まれた学習成果の活用自体も、積極的に情報発信されていくべきであろう。学習者にとっては「新たな学び甲斐」の創出につながるとともに、市民が地域の課題を具体的に認識することで、生涯学習の裾野や地域貢献の輪が拡大することが見込めるからである。

○責任あるシステム運用

上記のようなシステムは、その機能の重大性から見ても、市の主導によって構築されるべきであり、運用にあたっては能力のある市職員の関与が不可欠である。扱う情報は多岐にわたるため、個人情報の保護、公序良俗に抵触しない範囲での表現の自由の確保などについて運用ガイドラインを定めた上で、責任ある適正な管理運営が求められる。

一方で、生涯学習活動の担い手はあくまで市民自身である。その観点からすれば、このシステムの実際の運用においては、地域の事情に明るい人材を発掘し、サポーターやコーディネーターとしての参加を募ることが望ましい。

4) 施設や場の拡充、専門職員の確保

○施設や場の拡充

市内に公民館を増設し、専門職員のいる生涯学習の拠点としていくことが望ましい。しかしながら、新たに公民館が建設されても、それで身近な場所で学習できるようにするという施設の課題が全て解消されるわけではない。そのためには現在ある様々な施設を活用していくことが必要である。まず、既存の公共施設の情報をまとめ、生涯学習の観点から調整し、利用しやすい柔軟な運用に改善する。次に、民間施設や空き家等の活用について進め、市内の施設全体を有効に利用できる体制に整える。

その際、市民活動団体や民間が活動している場との連携も含めて、生涯学習に活用するという視点が必要である。そのためには、各部署の垣根を越えて情報共有することが求められる。例えば小中高生の居場所や学校以外の学習支援の場はまだ不足しているが、教育、福祉、子ども関連、市民連携推進の各担当のもつ情報をつきあわせ、場をつくっていかこうとする動きもあり、今後の参考となる取り組みとなっている。

○市民ニーズに合った施設運営

施設の使い勝手をよくしていくためには、利用者へのアンケート調査などにより、問題点を整理したうえで、それを全庁的に調整し、現在ある施設を利用しやすいものにしていくことが求められる。

また、事業展開の工夫も必要である。市の各部署が生涯学習の理念を理解したうえで、連携して事業を展開する、市の各部署が行なう事業に市民の学習成果を積極的に反映させる、各委員会等の答申や提言がどのように活かされているのかを説明していく、といったことは市民の学習ニーズに応える施設運営に近づくための方策にもつながると思われる。

○適正な職員数の確保と専門職員の配置

社会教育施設に専門職員を計画的に配置するとともに、市民のニーズにあった事業を進めていくためには職員の増員が必要である。非正規職員に頼ることには問題もあり、生涯学習の推進をどのような職員構成で対応していくのか、市は慎重に検討する必要がある。

社会教育施設の専門職員の他に、生涯学習をトータルに把握し、人や情報、学習資源をつなげ、庁内の調整を含め、学習と活動の循環を支援する（コーディネートする）業務を担う専門職員の配置も求められている。

また、様々な研修の機会を積極的に活用し、全職員の技量を高めること、育成された人材を効果的に配置すること、異動によるサービスの低下を最小限に抑えるべく後任の育成を図ることも必要である。それとともに、外部人材の活用、都及び近隣自治体との連携による人材の確保についても検討していく必要がある。

5) 適切な事業評価方法の開発

○社会教育施設の職員と多様なステークホルダー（関係者）が参画して振り返りを行う機会の設置

昨今、社会教育施設の現場において、人員の不足や異動サイクルの速さなどの要因から職員が事業の実施後に振り返りを行うための十分な時間が確保できていない状況がある。これに対して、職員の負担が少ない形で実施できる、有効な振り返りの機会を設けることが求められる。

そこで、社会教育施設の職員とともに多様なステークホルダーが参画して振り返りを行う機会を設けることを提案する。なお、ここでいう多様なステークホルダーとは、学習者・市民（社会教育施設の利用者・団体を含む）、委員（社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員など）、生涯学習に直接・間接に係る行政職員その他を想定している。

例えば、年に一度、職員とステークホルダーとが一堂に会して、事業を振り返る会合を開催することが考えられる。開催に向けては、職員の負担を減らすため、委員が中心となり準備する。振り返りの方法については、前年度の事業事例を取り上げ、職員とステークホルダーが対話や議論を行い、課題や改善点などを明らかにして参加者全体で共有するやり方が挙げられる。一例として、第30期国立市公民館運営審議会答申「国立市公民館の事業評価のあり方について」（pp.16～17）において、公民館のケースが記載されているので参考にしたい。

このような振り返りの会合は、職員にとっては自身が企画・運営した事業の手ごたえや反省点を立場や視点の異なる人々と共有して意見を受け止める機会になるため、結果的に職員の力量が鍛えられ、事業の改善にも繋がることが期待できる。また、ステークホルダーにとっても定量評価では把握が難しい事業の価値や効果を実感できる機会となり、生涯学習や社会教育に対する理解が深まることが期待される。

○生涯学習や社会教育の役割や効果を表すことを目的とした、市民を読み手に据えたアニュアルレポート（年次報告書）の作成

生涯学習に係る行政評価は、教育一般及び社会教育固有の特性上、定量的な項目によって点検・評価するだけでは不十分である。この観点から市の生涯学習に係る行政評価のあり方を見ると、現行の定量評価中心の事務事業評価の方法では、生涯学習や社会教育の役割や効果が十分に表現されているとはいえない。

そこで、事務事業評価に加えて、生涯学習や社会教育の役割や効果を表すことを目的とした、

市民を読み手に据えたアニュアルレポート（年次報告書）を作成することを提案する。なお、ここで市民を読み手に据えることを強調しているのは、行政評価の公開性を高めるためであり（一般的に行政評価は公開性を有していても、実際には市民が積極的に目にする機会は少ないものとなっている）、また、市民に向けてわかりやすく伝えるための工夫が施されることで、結果的に生涯学習や社会教育の効果や役割が一層明確になるからでもある。

アニュアルレポートの作成主体や具体的な作成方法については様々な可能性があるが、方法の一つとして、先に例示した振り返りの会合の成果をまとめることが考えられるだろう。作成主体は社会教育施設の職員や多様なステークホルダーまたはその組み合わせが想定されるが、その際には職員の負担増とならない配慮や、行政の評価視点のみならず学習者・市民の評価視点を取り入れた工夫などが求められる。

また、作成したアニュアルレポートについては、事務事業評価と合わせて行政評価に用いるとともに、庁内での使用に留まらず、広く市民への公開・周知を図り、社会教育施設をはじめとする公共施設などで配布されることが望ましい。これらの一例として、第 30 期国立市公民館運営審議会答申「国立市公民館の事業評価のあり方について」(pp.17～18)において、公民館のケースが記載されているので参考にしたい。

おわりに

本答申は、「はじめに」でも述べたように、国立市において生涯学習が新たな役割を果たすための生涯学習振興・推進計画を作成するにあたり、基本施策の体系や重点施策等のあり方について議論・検討し、とりまとめたものである。

委員がそれぞれの立場から国立市の生涯学習に関わる課題を抽出することから始まり、市内の関連団体、委員の関連団体から、各団体の生涯学習に関わる活動状況やニーズ及び本会で議論されていない視点について抽出することと、本会で取りまとめた課題に対する指摘をいただくことを趣旨に、候補として挙げた団体のうち、全体のバランスを慎重に考慮した上で、アンケート調査（35 団体）及びヒアリング（3 団体：13 名）を実施し、結果を踏まえて議論を深めた。

これまで国立市では生涯学習振興・推進において、生涯学習課に限らず、他の部署や関係機関、市民団体などにより様々な取り組みや活動が展開されているものの、市民を主体とした基盤の整備や市の各部署の連携及び市民と行政の連携・協働は、必ずしも十分に進んでいるとはいえないと考える。「生涯学習社会の実現」に向けて、「人と人とのつながり」の重要性が見直されている現在、市民の学習を介して地域での関係づくりを促すことも必要とされる。市民が様々なつながりを「国立らしさ」として感じられることは貴重であり、様々な角度から市民の多様な学習や活動を支援することが行政には求められている。

こうした中で、これまで以上に市民や社会の要請に応える学習や活動が行われるためには、とくに市職員の生涯学習に関する認識も重要であり、全ての部署の職員が市民の活動を支える立場であることを再認識し、市民の学習支援に取り組むことが求められる。そして、学習を必要とする人や生かしたい人、それらの場をつなぐことで、市民がいきいきと暮らせるまちとなることが望まれる。

2 年という限られた期間であったが、議論をする中で、あらためて生涯学習に対する考え方や課題の捉え方は多様であることがわかった。しかし、市民がいきいきと暮らせるように願う気持ちは共有されており、課題の解決に向けた施策こそ「重点施策」に相応しいという結論のもと、国立市の生涯学習振興・推進計画を作成するにあたり、明文化していただけることを期待したい。

最後に、アンケート調査及びヒアリングを快くお受けいただいた市民の皆様と会を傍聴され見守っていただいた市民の方、そして何よりも、本答申作成にあたり労苦を惜しまずご協力いただいた生涯学習課の皆様には厚くお礼を申し上げます。

第 21 期国立市社会教育委員の会（名簿順）

牧野 陽一郎	坂上 達夫	川廷 千代子
田中 えり子	間瀬 英一郎	佐伯 雅宏
中野 英男	柳田 憲一（議長）	
太田 美幸（副議長）	倉持 伸江	

参考資料

【資料1】 第 2 1 期国立市社会教育委員名簿

	氏名	任期
学校教育関係	黒田 宏一	平成27年5月1日から平成28年3月31日まで
	牧野 陽一郎	平成28年4月1日から平成29年4月30日まで
	坂上 達夫	平成27年5月1日から平成29年4月30日まで
社会教育関係	川廷 千代子	平成27年5月1日から平成29年4月30日まで
	間瀬 英一郎	平成27年5月1日から平成29年4月30日まで
	田中 えり子	平成27年5月1日から平成29年4月30日まで
家庭教育関係	高坂 朗	平成27年5月1日から平成27年12月31日まで
	佐伯 雅宏	平成28年1月1日から平成29年4月30日まで
	中野 英男	平成27年5月1日から平成29年4月30日まで
学識経験	柳田 憲一	平成27年5月1日から平成29年4月30日まで
	太田 美幸	平成27年5月1日から平成29年4月30日まで
	倉持 伸江	平成27年5月1日から平成29年4月30日まで

【資料2】第21期国立市社会教育委員の会 審議経過

○諮問内容

「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」

○審議経過

回	日時・場所	主な議事内容
第1回定例会	平成27年5月28日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■委員委嘱 ■議長・副議長選出
第2回定例会	平成27年6月23日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■諮問について (第18～20期社会教育委員の会答申等)
第3回定例会	平成27年7月28日(火)19:00～ 国立市役所3階第7会議室	■国立市の概要について ■国立市で行っている生涯学習関連事業等について
第4回定例会	平成27年8月25日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■第18、19期答申への取組状況について ■国立市の現状と課題について(意見交換)
第5回定例会	平成27年9月29日(火)19:00～ 国立市役所1階東臨時事務室	■多摩地域の生涯学習計画について(委員発表)
第6回定例会	平成27年10月27日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■国立市にて生涯学習計画を策定する中で大切にしたい内容について(委員発表)
第7回定例会	平成27年11月24日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■国立市の特徴について(委員発表)
第8回定例会	平成27年12月22日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■国立市の特徴について(委員発表)
第9回定例会	平成28年1月26日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■国立市の特徴等(委員発表)に関する意見交換について
第10回定例会	平成28年2月23日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■生涯学習振興・推進計画に関わる重点施策等について
第11回定例会	平成28年3月22日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■生涯学習振興・推進計画に関わる課題等の抽出について
第12回定例会	平成28年4月26日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■ヒアリングの方法について ■生涯学習振興・推進計画に関わる課題について
第13回定例会	平成28年5月24日(火)19:00～ 国立市役所3階第4会議室	■生涯学習振興・推進計画に関わる重点施策について ■ヒアリング先等の決定
第14回定例会	平成28年6月28日(火)19:00～ 国立市役所1階東臨時事務室	■ヒアリングの実施方法について ■アンケート・ヒアリングを課題に反映するための手順
第1回臨時会	平成28年7月11日(月)19:30～ 国立第八小学校1階応接室	■関係団体ヒアリング(八小父母と教師の会)
第15回定例会	平成28年7月26日(火)18:30～ 国立市役所3階第3・4会議室	■関係団体ヒアリング(国立第一中学校PTA、公民館運営審議会)
第16回定例会	平成28年8月23日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■答申に盛り込むべき内容(章立て、課題等)について
第17回定例会	平成28年9月27日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■答申に盛り込むべき内容(課題等)について
第2回臨時会	平成28年10月13日(木)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■答申に盛り込むべき内容(課題、基本方針として重視すべきこと等)について
第18回定例会	平成28年10月25日(火)19:00～ 国立市役所3階第4会議室	■答申に盛り込むべき内容(課題、基本方針として重視すべきこと、重点施策として推進すべきこと等)について
第19回定例会	平成28年11月22日(火)19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■答申に盛り込むべき内容(重点施策として推進すべきこと等)について
第20回定例会	平成28年12月20日(火) 19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■答申に盛り込むべき内容(重点施策・個別施策)について
第21回定例会	平成29年1月24日(火) 19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■章毎の記述内容確認
第22回定例会	平成29年2月28日(火) 19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■章毎の記述内容確認
第23回定例会	平成29年3月28日(火) 19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■章毎の記述内容確認
第24回定例会	平成29年4月25日(火) 19:00～ 国立市役所3階第3会議室	■答申提出

【資料3】「国立市の生涯学習に関わる課題」に関するアンケート調査結果

1. 調査目的 社会教育委員の会で作成した「国立市の生涯学習に関わる課題」や議論がされていない視点等について市内の団体（一部、個人含む）に伺い、答申に向け検討する上での基礎資料とする。
2. 調査項目 別紙の調査票のとおり
3. 調査方法
 - ①調査対象 社会教育委員の会が選んだ市内の団体（一部、個人含む）
 - ②配布方法 郵送・メール・手渡しのいずれかの方法で配布
 - ③依頼数 45 件
 - ④調査期間 平成 28 年 6 月上旬～7 月 8 日（回答締切）
4. 調査回答数 35 団体 41 名、回答率 91.1%
（個人への依頼数は不明だったため、個人は依頼者全員が回答したものとし、回収率を算出した）
5. アンケート調査結果（抜粋）

【設問 1-1】活動をされる中で課題として重要度が高いと感じる項目（上位 5 件）

順位	課題番号・内容	回答数
1	(1) 市内で行われている生涯学習に関する情報がひとつにまとまっておらず、生涯学習関係のイベントや学習機会等の不足・重複がわかりにくい。	9
2	(5) 主体的に学習に取り組むことが難しい状況にある人が生涯学習の機会から取り残されている。特に、「いじめ」、「不登校」、「ひきこもり」等の課題を抱えており、学校から離れた人や学校に居場所のない子ども・若者に対しての地域での支援が十分でない。	7
3	(7) 高齢者の体力面に配慮した、足を運びやすい身近な場所(地域)での学習環境が整えられていない。	6
3	(8) 高齢者のニーズや関心に沿った生涯学習講座等の開催が十分でない。	6
3	(23) 施設の数、設備が十分でない。	6

全回答数 99 件（複数回答）

【設問 1-2】修正した方がいいと思われる項目（上位 5 件）

順位	課題番号・内容	回答数
1	(2) 学習情報の提供が紙媒体に偏っており、SNSなどのソーシャルメディアを十分に活用していないことで、若者を中心とするインターネット世代が情報弱者となっている。	12
2	(1) 市内で行われている生涯学習に関する情報がひとつにまとまっておらず、生涯学習関係のイベントや学習機会等の不足・重複がわかりにくい。	6
2	(4) 学習の場、時、人(グループ)、内容等の学習機会に関する情報が十分に提供されていない。	6
2	(5) 主体的に学習に取り組むことが難しい状況にある人が生涯学習の機会から取り残されている。特に、「いじめ」、「不登校」、「ひきこもり」等の課題を抱えており、学校から離れた人や学校に居場所のない子ども・若者に対しての地域での支援が十分でない。	6
5	(3) 市が行っている生涯学習関連の情報が担当ごとの縦割りでバラバラに発信されるため、どこを探せば良いのかわからない。	5

全回答数 93 件（複数回答）

※設問 1-1 と 1-2 の回答数上位 5 件について掲載したが、団体も個人も区別せずに集計している。

「国立市の生涯学習に関わる課題」に関するアンケート調査 ～ 生涯学習について皆様の声をお聞かせください ～

【アンケート調査へのご協力をお願い】

現在第21期国立市社会教育委員の会では、教育委員会からの諮問「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」への答申作成に向け、平成27年5月より約1年検討を重ねてまいりました。

このアンケート調査は、市内の関連団体の皆様を対象に、社会教育委員の会にて作成した「国立市の生涯学習に関わる課題」（別紙）や議論がされていない視点等について活動の状況やニーズ等をお伺いし、答申に向け検討する上での基礎資料として実施するものです。

なお、調査結果については、統計的に処理し、市の施策・事業推進の目的以外には一切使用致しません。ご多忙中の折とは存じますが、調査へのご協力よろしくお願い申し上げます。

平成28年6月

第21期国立市社会教育委員の会 議長 柳田 憲一

【ご記入にあたってのお願い】

1. ご自身が活動の中でお感じになられていることをふまえ、下記口内にご記入下さい。記入欄については、具体的に内容をご記入下さい。

2. 個人の方にご記入を頂く場合の【団体等について】欄は、2記入者名と3ご連絡先（電話）のみご記入ください。

3. 「アンケート調査の補足Q&A」も添付していますのでご参照ください。

3. ご記入いただきました調査票は、平成28年7月8日（金）までに担当社会教育委員まで直接手渡しまたはメールでご送付いただくか、返信用封筒にて事務局までご郵送いただきますようお願いいたします。

4. この調査に関するお問い合わせは、担当社会教育委員または社会教育委員の会事務局までお願いします。

【社会教育委員の会事務局】

国立市 教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育・体育担当

TEL： 042-576-2111（内線323）

E-mail： sec_shogaigakushu@city.kunitachi.tokyo.jp

住所： 〒186-8501東京都国立市富士見台2-47-1

【団体等について】

1 団体名	
2 代表者名 (記入者名)	()
3 御連絡先 (電話)	
4 会員数 (人)	約 人 ※不明な場合にはおおよその人数で構いません。
5 主な活動 場所	
6 主な活動 内容・目的	

「国立市の生涯学習に関わる課題」に関するアンケート調査票

1. 「国立市の生涯学習に関わる課題」（別紙）をお読みいただき、お答えください。

1-1 活動をされる中で課題として重要度が高いと感じる項目の番号(例:(1)、(2)・・・(38))を選択し、右欄に理由をご記入ください。(3つ以内)

番号	理由
例 (5)	子ども・若者の支援、居場所づくりは団体でも課題だと考えている。

1-2 修正した方がいいと思われる項目の番号(例:(1)、(2)・・・(36))を選択し、右欄に意見・提案・理由等をご記入ください。

番号	意見・提案・理由等
例 (1)	活動している中で欲しい情報について、どこにいけば手に入るのか、問い合わせればいいのか分からずに苦労したことがある。

1-3 「国立市の生涯学習に関わる課題」(別紙)で挙げた課題以外で課題として付け加えたほうがいいと思うものがあればご記入ください。

例 団体に対し、〇〇のようなサポートがもっとあれば活動しやすい。

2 その他、国立市の生涯学習推進全般に関するご意見やご提案などがあればご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。

国立市の生涯学習に関わる課題について

1. 情報の整理・発信

- (1) 市内で行われている生涯学習に関する情報がひとつにまとまっておらず、生涯学習関係のイベントや学習機会等の不足・重複がわかりにくい。
- (2) 学習情報の提供が紙媒体に偏っており、SNSなどのソーシャルメディアを十分に活用していないことで、若者を中心とするインターネット世代が情報弱者となっている。
- (3) 市が行っている生涯学習関連の情報が担当ごとの縦割りでバラバラに発信されるため、どこを探せば良いのかわからない。
- (4) 学習の場、時、人(グループ)、内容等の学習機会に関する情報が十分に提供されていない。

2. 学習の機会を広げる

① 子ども・若者の支援、居場所

- (5) 主体的に学習に取り組むことが難しい状況にある人が生涯学習の機会から取り残されている。特に、「いじめ」、「不登校」、「ひきこもり」等の課題を抱えており、学校から離れた人や学校に居場所のない子ども・若者に対しての地域での支援が十分でない。
- (6) 子どもを多様な学習の機会へつなげるしくみが十分でない。

② 高齢者、特に単身世帯

- (7) 高齢者の体力面に配慮した、足を運びやすい身近な場所(地域)での学習環境が整えられていない。
- (8) 高齢者のニーズや関心に沿った生涯学習講座等の開催が十分でない。
- (9) 高齢者が地域コミュニティに参加し、社会に参画することを促す学習機会が不足している。

③ 学習機会にアクセスしづらい人への支援

- (10) 「学びたくても学べない」、「学習場所に入れない」、「身近に学習する場や機会がない」、「時間が合わない」といった心身・時間・距離などの理由で、公民館や図書館などに行くことが難しい環境にいる市民がおり、その方が学習機会を得にくい状況がある。
- (11) 市民が自らの生き方について深く考え、自己実現を果たすためには〈人の交流〉と〈情報の交流〉が必要。それを促進するための仕組みが整っていない。
- (12) すべての人、特に社会的・身体的なハンディのある人が主体的意志を発揮して学習する環境が整っていない。

④ 市民としての力を育てる

- (13)主権者ならびに地方自治の主体としての意識と力量を形成する学習機会の確保・充実が求められている。
- (14)市民が自発的に行う公共的な活動への支援や、市施策への市民の積極的な関与を促進すること目的とした学習の支援が十分でない。

3. 学習の成果を活かす機会の充実

① ボランティア活動等

- (15)ボランティア・市民活動をしている方や募集のための情報がひとつにまとまっておらず、情報が必要な人に伝わっていない。
- (16)ボランティアの研修機会が少ない。

② 市民活動の連携

- (17)市民活動(地域、ボランティア、クラブ等)をされている方同士が連携し活動していくための環境やシステムづくり等が十分でない。
- (18)子どもを地域社会で育て、地域を共につくるために、学校・地域・家庭が連携した社会教育の場が不足している。

③学んだ成果や学習成果を地域に還元する

- (19)学習や体験の成果を発揮し地域で活用するための情報提供や仕組み、受け皿の選択の幅が十分でない。
- (20)社会状況の変化を踏まえた多様な学習機会の充実や、学習活動を支援する人材の確保、より多くの市民が学習成果を地域課題の解決に活かすことができる環境づくりが十分でない。

4. さまざまな資源を活用すること(施設の運営や活用体制)

- (21)市民講座などの充実、子どもの遊び場の提供などのための施設開放や、市内教育資源との連携が十分でない。
- (22)施設の使い勝手が良いとはいえない。
- (23)施設の数、設備が十分でない。
- (24)生涯学習施設がより一層効果的・効率的に活用されるよう、市民ニーズを踏まえつつ、運営の質向上が図られてない。

5. 文化・芸術とスポーツを振興していくこと

①文化・芸術振興

- (25)文化・芸術によるまちづくりの事業(くにたちアートビエンナーレなど)の礎となる、ビジョンや方向性を示した市の文化芸術振興計画が立てられていない。

②スポーツの振興

- (26) より多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが十分でない。
- (27) 自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流や地域コミュニティの形成に必要な支援が十分でない。

6. 学習をサポートする人の育成と連携

①職員の専門性や人数・配置に関すること

- (28) 民営化、官民連携等の手法による運営に関する検討に現場や利用者の声が生かされていない。
- (29) 計画的な専門職員の配置が行われていない。
- (30) 生涯学習・社会教育を振興推進するために必要な人員が量・質ともに現状では不足している。

②市民の学習の支援者を育成する

- (31) 生涯学習の実態を把握し、サポートする体制、市民リーダーの育成が十分でない。

③市民との連携・協働

- (32) 市内民間企業、組織、教育機関などとの連携が十分でない。

【生涯学習計画を策定する上での課題】

7. 生涯学習・生涯学習理念を市民にわかりやすく伝える。

- (33) 生涯学習推進計画における生涯学習の範囲が明確になっていない。
- (34) 市内・庁内で生涯学習推進の優先順位が高くない。

8. 評価に向けて

- (35) 人員不足等の要因により、現場において事業のフィードバックを行う時間が確保できていない。
- (36) 現行の事務事業評価の方法では、生涯学習や社会教育の役割や効果が十分に表現されていない。

～アンケート調査の補足Q&A～

Q. 生涯学習とは？

A. 「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会として「生涯学習社会」という言葉も用いられます。(平成 26 年度 文部科学白書より抜粋)

Q. 生涯学習振興・推進計画とは？

A. 生涯学習振興・推進計画とは、上位に位置づけられる市の基本構想・基本計画のもとにあって、社会教育、学校教育、家庭教育支援の計画との関連性をとり、また一般行政と連携しながら生涯学習の条件整備を進めていくための計画です。(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター発行「社会教育計画ハンドブック」より一部抜粋)

これまで国立市では、市民が主体となった生涯学習の取り組みが多く行われてきました。「生涯学習社会の実現」のためには、施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。尚、現在国立市ではこの計画を策定していませんが、多摩地域 26 市中 19 市が生涯学習振興・推進計画を策定しています(平成 27 年 8 月現在)。

Q. 社会教育委員とは？

A. 社会教育委員とは、社会教育法に定められており、都道府県及び市町村の教育委員会に委嘱された非常勤特別職の公務員で、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方、学識経験者が委嘱されています。

社会教育委員の役割は、教育委員会の諮問に対する意見具申や地域の社会教育に関する諸計画の企画・立案、地域の課題解決などに必要な調査研究です。

Q. 第 21 期国立市社会教育委員ってどのような会なの？

A. 第 21 期国立市社会教育委員は、教育委員会から委嘱を受け、平成 27 年 5 月より平成 29 年 4 月までの 2 年間の任期の中で月 1 回、教育委員会からの諮問「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」に対し 10 名の委員で議論を重ねています。

これまでの国立市社会教育委員の審議内容や委員名簿は下記市 HP に掲載しています。

<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/shogaigakusyu/shokaikyoiku/9190/index.html>

Q. このアンケートは他にどんな団体に依頼しているの？

A. 主に市内の小学校、PTA、育成会や民生委員、自治会、市内で活動されている社会教育や福祉関係団体、NPO 法人、商工会等、約 40 団体(名)の団体・個人の方をお願いする予定です。

【資料4】「国立市の生涯学習に関わる課題」に関するヒアリング結果

国立市社会教育委員の会 ヒアリング調査 「国立市の生涯学習に関わる課題について」 調査報告書

記入者（川廷 千代子）

1. 出席者

（八小父母と教師の会） 2名
（委員） 柳田、太田、牧野、坂上、川廷、中野、倉持
（事務局） 津田、井田

2. 場所 国立第八小学校 1階応接室

3. 日時 平成 28 年 7 月 11 日（月）午後 7 時 30 分～

4. ヒアリング調査結果（総評）

- （1）活動をされる中で課題として重要度が高いと感じる項目
 - ・（1）情報は一つにまとまっていて、紙だけでなく、ネットでもみられるとよい。
 - ・（5）不登校、ひきこもりになっても、立ち直れる機会がどの子にもあるとよい。また、居場所があるととてもよい。
 - ・（13）18 歳選挙権となって感じたことで、だれもが状況を把握しつつ、必要な時、政治や憲法等について学べる機会が必要と思った。（表現を修正した方がよい）
 - ・（17）（18）出産、育児の過程でのサポート（＝生涯学習）は友達ができたことも含めてとても有り難かった。このような支援は必要と思う。
 - ・（22）
 - ・（23）文教都市国立として、行きやすい所に、だれもが集えるような図書館があるとよいと思った。
- （2）修正した方がよいと思われる項目
 - ・（13）書き方が抽象的なので、もっと具体的に書いてあったほうが伝わりやすい。
 - ・（21）子どもと楽しく、いろいろ経験でき、十分だったように思う。
- （3）「国立市の生涯学習に関わる課題」以外で、課題と感じていること
 - ・行事を企画する時等、アドバイスやサポートしてくれるところがあると有り難い。
- （4）その他、ご意見・ご提案
 - ・生涯学習ということ自体があまり浸透していない。実感として生涯学習を捉えていない。
 - ・生涯学習としてイメージしていたのは、社会人になってから学習する機会と捉えていたもので、小学生も生涯学習にかかわるとは理解にはなかった。
 - ・高齢者の万引き等の不良行為をみかけたりする。大変な思いをされていると思うので、気づいてあげられてらよいと思う。
- （5）意見交換
 - ・転入してまだ 1 年数ヶ月、学校での受入れも、子どもを通しての地域との関わりもスムーズで、住みやすいよい街だと思う。児童館の活動も充実していると思う。
 - ・基本的にはよい街だと思うが、道が狭く、子どもと買い物がしにくい。
 - ・用事のあるとき、ちょっと子どもを預けたり、預かったりすることができると、PTA 活動等もっとしやすくなると思う。

国立市社会教育委員の会 ヒアリング調査
「国立市の生涯学習に関わる課題について」
調査報告書

記入者（田中えり子）

1. 出席者

（国立第一中学校 PTA） 1 名（会長）

（委員）柳田、太田、牧野、坂上、川廷、間瀬、田中、中野、佐伯、倉持

2. 場所 国立市役所 3 階第 3 会議室

3. 日時 平成 28 年 7 月 26 日（火）午後 6 時 30 分～

4. ヒアリング調査結果（総評）

（1）活動をされる中で課題として重要度が高いと感じる項目

- ・まず、生涯学習という言葉が浸透していないし、理解もされていない。小学校までは子どものために子どもと一緒に、という活動が多く、中学からは自分のために学ぶという意識の改革がなかなか難しい。コーラスやバレーボールの交流はあるが生涯学習という位置づけはない。自分が好きで、あるいは交流のため。
- ・家庭学習会を企画するとき、市内の情報が一元化されていないので情報を探するのが難しい。補助金、講師やテーマの候補を検討するのに役立つ情報がもっとあったらいい。
- ・

（2）修正した方がいいと思われる項目

- ・情報を手に入れるとき、PTA は SNS を利用している人が多いが、最初は掲示板で見た、子どもの手紙でみた、その後ホームページで確認するなど、段階によって紙媒体かインターネットか手段が違うので、どちらともいえない。

（3）「国立市の生涯学習に関わる課題」以外で、課題と感じていること

- ・生涯学習という言葉が広すぎる。

（4）その他、ご意見・ご提案

- ・家庭学習会への補助金があれば、市内共通の活動へと広げられる。もっと地域とのつながりがあれば、子どものことに関してもいい影響がある。 PTA が孤立せず活動できる。

国立市社会教育委員の会 ヒアリング調査
「国立市の生涯学習に関わる課題について」
調査報告書

記入者（中野英男）

1. 出席者

（公民館運営審議会委員） 宮脇、長田、川田、福田、大串
（社会教育委員） 牧野、川廷、田中、中野、太田

2. 場所 市役所 3 階 第 3・4 会議室

3. 日時 平成 28 年 7 月 26 日（火）午後 7 時 30 分～

4. ヒアリング調査結果（総評）

- (1) 活動をされる中で課題として重要度が高いと感じる項目
- ・(17) 公民館利用者が、自分たちだけではなく、相手のことを考えると豊かになっていくのではと感じます。
 - ・(22) (23) 公民館は一つしかないから周りの人は来やすいけれど、遠くの方は足が運びにくい。南プラザは稼働率が悪い。
 - ・(26) 「環境づくり」というのがこの場合何をさしているのかちょっとわかりにくい。
 - ・(31) 公民館職員がもっと沢山いてもいいということもある。
 - ・1. 情報の整理発信 指導員さんが来られて、手厚くやっけて頂いているんだなと。只今まで知らなかったというのは、私が余りにも情報が足りなかったのか、それとも宣伝が足りなかったのか、個人的な意見ですけど。
 - ・2. 学習の機会を広げる 私たちは重要だと思っているので強めに書いて下さいという要望なんですけど。子供・若者の支援、居場所という事についていろいろな方が参加するようになり、福祉的な可能性を作りつつある・・・高齢者向けの高齢者を中心とした認知症カフェとか、自主的に作られてきた。それを支えるという事がありますと、やる気がでるじゃないかという感じがします。
 - ・総評—1. 2. 3. 4. と、多くの項目で重要ポイントと感じ指摘されている。特に 2. に於いては公運審との関わりからより関心度が高くなっているように感じた。4. の問題は、市民としての関心度が高い問題と受け止められるが、運用方法による可能性が広がることも考えられる。
- (2) 修正した方がいいと思われる項目
- ・2. ② 高齢者というふうにくくりにくくりにまとめて言うのが果たしていいのかどうかという問題がある。
 - ・(2) 「情報弱者になっている」というのは何か？ネット中心に見ている人は情報弱者になっているという書き方は良いと思いますが、若者が全てそうではないと思います。
 - ・総評—1. 2. の表現に修正が求められている。1. では情報弱者の捉え方についての修正。2. では高齢者の捉え方についての修正。見る目、立場で、違った見方ができることがアンケート、ヒアリングの成果と思われます。
- (3) 「国立市の生涯学習に関わる課題」以外で、課題と感じていること
- ・情報そのものにアクセス出来るかというよりも、その一歩更にそこから何かアクション出来るかという方が大事だと思う。
 - ・子供の貧困問題に随分関心が広がっている。市民の積極性をどういうふうに生涯学習の中で活かしていくのかという、見通しが必要だと思う。
 - ・総評—情報を受けた後の行動、生活実態などが生涯学習に及ぼす影響を危惧されている。その意味で、行政に於ける施策全般に生涯学習の視点を盛り込むことが必要になるように

思われる。

(4) その他、ご意見・ご提案

- ・(22)(23) 使い勝手、数の整備などが出てくるが、実際どれぐらい可能なのか？お聞きしたい。
- ・今後の国立市の生涯学習推進計画の重点施策の一つとして、課題として挙げておくべきだろうと認識しています。
- ・総評―施設の問題は、重要度が高いと思われる項目でも出されている。財政と直接関わりが出てくる問題であり、行政の在り方が縦割りではなく、より横断的な見方で施設の有効利用を、効率化を検討できる答申でありたいと感じる。

(5) 意見交換

- ・国立はもともと市民活動が活発な地域でもあるので、市民活動そのものへの支援というのを、生涯学習の推進というような枠組みで捉えていったほうが良いような話は出てきて、福祉とかその他の市の部局でやっている事業にも生涯学習の観点を是非取り入れて頂ければという話もしているところではあるんですが。
- ・それは公民館の方でも共通の課題になると思うので。
- ・生涯学習って取り合えずあるんですけど、何のためにやるのか、その辺がはっきり私には分からないんですけど。
- ・仰る通りだと思います。市が市民の生涯学習を支援しようという事で何か計画するとなると、一步間違えれば常に学習しなければならない・・・強制的なニュアンスが・・・
- ・何かしら学ぼうとする時に、何か障害があれば取り除くというようなことを市は出来るだけやらなければならない。そういうふうに・・・
- ・個人が熟成しないと社会は良くならないという部分もありますね。皆がやりたくなるようなそういうふうなものは何か？というところを、社会教育というならばそこをもっとやっていかなければいけないんじゃないかと・・・
- ・他の委員の方とも共有して論議してゆきたい。
- ・幼児を抱えた父母の問題。そこでどういう学びというか、学習が行われているか、何が必要になっているかという事が抜けていますよね。
- ・無料の学習支援を始めたが、居場所の一つとして始めた。市の様々な施策は縦割りの中であるわけで、全てのことに生涯学習の視点を入れていこうという意見が出ました。生涯学習は何かという答えはなかなか出ないんですけど、自分が自己実現、自分の中で学びたいことを学ぶ、あるいは自己を高める為、あるいは人と手をつなぐために学習が重要であるという事を考えたとき、重点施策が絞られてくることもあるかなと思いました。
- ・総評―多岐にわたるご意見を頂きました。それぞれの項目に於いても、生涯学習施策では網羅できない部分を行政の施策全般に広めることで、生涯学習の機会と市民の権利を守ることが確認できたように思われる。課題と記されていない、生涯学習の理念については、「生涯学習」という言葉自体が市民に浸透しておらず、より市民の理解を得るための言葉を模索することが求められるように感じた。

国立市社会教育委員の会 ヒアリング調査
「国立市の生涯学習に関わる課題について」
調査報告書

記入者（倉持伸江）

1. 出席者

（公民館運営審議会委員） 佐藤、大井、山田、富田、三好
（社会教育委員） 柳田、間瀬、坂上、佐伯、倉持

2. 場所 市役所 3 階第 3・4 会議室

3. 日時 平成 28 年 7 月 26 日（火）午後 7 時 30 分～

4. ヒアリング調査結果（総評）

（1）重要度が高い項目

- ・ 総合的に情報がまとまっていない。いつ、どんな学習機会が提供されているか市民が使いやすいようになっていない。
- ・ 市民が頑張るが、限界がある。（協力する気持ちはあるが）実態に沿って、（行政と市民が）一緒になってやれるような状況をつくってほしい。
- ・ 公民館一館は少なすぎる。
- ・ 専門性のある人をとってほしい。意欲と専門性を活かし、公民館だけでなく教育委員会（事務局）に配置してほしい。採用からの（専門職の）サイクル、システムを考えてほしい。（佐藤）
- ・ 合理化の中で評価していくと、「公民館いらない」となってしまう。（評価は）数字だけではない。（行政と市民で評価を）一緒にやっていきたい

（2）修正したほうがいい項目

- ・ 一つだけ例をあげるのは決めつけになるので、例をあげないでほしい。市民にはいろいろな考え方がある（ことを尊重してほしい）
- ・ 課題は共感するが、主に学歴の課題が示され、学歴以降や学校で学び直す人が含まれていない。子どもに比重が置かれているように感じる
- ・ 社会教育で活動しているにも関わらず、個人のレベルで終わってしまっている人も多いのではないか。地域への展開を図ることをもっと意識していく。

（3）提示した項目以外に課題と感じていること

- ・ 職員の研修機会が必要
- ・ 公の責任と市民の役割を分ける

（4）その他、意見や提案

- ・ 社会教育に関する行政の役割は市民が学習しやすい環境を整備すること。教育の中身について触れないでほしい。市民が中心となった取り組みを尊重してほしい
- ・ 課題を列記するだけでなく、解決に向けた道筋まで検討してほしい。

（5）意見交換

- ・ 「文教都市」は国立市の看板。教育にお金を使い、力を入れてほしい。

